

明治天皇の伊勢行幸

——明治二年の御参拝次第を中心として——

神宮官掌

吉川 竜実

はじめに

一、明治二年の御参拝

二、明治二年御参拝次第の淵源

三、御参拝の意義

おわりに

はじめに

現在、伊勢の神宮の祭祀は、恒例祭・遷宮祭・臨時祭の三つに分類される。その内、臨時祭において最上の儀式として位置付けられるのが、天皇御即位後、はじめて神宮に御参拝なされる「即位礼及大嘗祭後神宮親謁の儀」¹⁾である。今上陛下も平成二年十一月二十六・二十八日にこの儀式を挙行なされたが、その起源は、明治二年三月十二日の明治天皇の御参拝に求め得る。本稿においてはその概要、淵源、意義について論述したい。

一、明治二年の御参拝

神宮御鎮座以来、歴代天皇の中ではじめて天皇御自身が神宮に御参拝なされたのは、明治天皇の明治二年三月十二日の御参拝である。⁽³⁾これより先、明治天皇におかせられては、明治元年、京都から東京へ行幸なされる途中、『明治天皇紀』明治元年九月二十四日の条に、

卯の半刻関行在所を發し、神宮を同驛の東方遥拝所より遥拝あらせらる⁽⁴⁾

と記され、関駅より神宮を御遥拝なされたのである。それから、御東幸の後、一旦京都に御還幸なされる途中、海路をとられて神宮に御参拝の予定をたてられたが、御召鑑が調達できなかつたので、内大臣広幡忠礼を勅使として御代拝せしめられた。⁽⁵⁾

そのような経緯を経て、明治二年正月二十四日、東京御再幸の砌に神宮行幸の旨が仰せ出されることとなる。二月八日には、行幸の御道筋は東海道を以てし、関より伊勢路をとられて神宮に御幸される布告があり、二月二十七日に、御発輦は三月七日と定められたのである。⁽⁶⁾また、御沿道の府藩臬式内社に、勅使として神祇官副知事亀井中将茲監一行が立てられ御代拝あるべきことが布達され、⁽⁷⁾神宮では、史上初の天皇の御参拝をお迎えするにあたり、神祇官及び祭主の下知に依って、二月二十七日より三月三日まで十七日間、御東幸途中の無風雨難、玉体安穩の御祈りを大神に捧げたことが数種の史料により伺うことができる。⁽⁸⁾

三月七日、明治天皇は御予定の通り京都を御発輦、途中葱華輦を板輿に召換えられて、同夜草津、八日、水口、九日には関に御宿泊、十日、関を御出發なされ、伊勢路を進まれて松坂に御到着になられた。⁽⁹⁾そして、明るる十一日には、藤波氏命の『明治天皇神宮御参拝行事略記』に、

明治二年三月十一日晴 卯剋松坂驛 御發齋齋宮村及小俣村 御小休、小俣村ヨリ 葱花輦二被_レ為_レ召_御但驛路ハ、宮川東岸幔内ニ入御、宮司 輦前ニ進テ大麻ヲ揮ヒ御被_レ上ル、午剋 外宮神庫ニ着御、以_レ右為_レ行在所於公卿ハ一三入於公卿ハ一齋齋とあり、『明治二年三月御參拜書類』には、

十一日癸未晴 宮川東岸幔内へ 御着河辺大宮司教長豫被_レ禊ヲ執行シ 御着輦ノ上修被_レノ御賢木ヲ捧持シ 御輦ノ辺ニテ官人ニ献_ス

とあつて、卯剋松坂を御發、齋宮村と小俣村にて御小休、葱華輦に召し替えられて宮川東の御被_レ所に明治天皇は着御、大宮司河辺教長が河原被_レの修被_レを勤仕し、その大麻(賢木)を官人に献じ、官人がそれを以て天皇をお被_レい申し上げたのであつた。その後、御發輦、外宮神庫に午刻に御着きになられ、そこを行在所として御宿泊なされた。そして、翌十二日いよいよ天皇の神宮御參拜となるが、この御參拜概要を時間的経過を中心にもよく纏めているのが、次の『明治天皇紀』明治二年三月十二日の条である。つまり、

十二日 天氣晴朗にして風塵なし、

- ①神宮に於ては寅の刻朝御饌を供して後、再び大床下に於て朝御饌供進の儀あり、
- ②辰の刻、天皇、黄櫨染袍を着御、葱華輦に御して行在所御出門、豊受太神宮に親謁したまふ、
- ③第一鳥居・第二鳥居間に於て祭主大宮司藤波教忠・宮司河辺教長奉迎して先導を奉仕す、
- ④御輦參道を進御の間、祢宜正殿の御戸を開き、幣物奉納の儀を行ふ、幣物は即ち黄金二枚・白絹十匹・真綿十把及び麻苧なり、
- ⑤御輦を第二鳥居の下に駐めたまふや、祢宜松木朝彦大麻を捧持し、輦前に進みて蹲踞の礼を行ひ、御輦に向ひ大麻の儀を上り、再び蹲踞して本座に復す、次に祢宜久志本常伴塩及び榊の枝を捧持して進み、輦前に塩水の儀を

上る、

⑥乃ち御輦進御、祢宜等先駆し、権祢宜は一本櫛辺に於て平伏す、外玉垣御門第四御門と云ふ、に到りて下御す、祢宜中之重に於て平伏す、

⑦是れより藁の草履を穿ち筵道を歩したまふ、乃ち菅蓋を翳したてまつる、内玉垣御門玉串御門と云ふ、前にて沓に更めたまひ、

⑧番垣御門前にて神祇官副知事亀井茲監御手水を上る、次に木綿鬘を議定中山忠能に付す、忠能之れを献ず、

⑨乃ち徐に瑞垣御門を入御、軒下の浜床に著御あらせらる、

⑩宮司案上の太玉串を捧持して参進し、之れを副知事に渡す、副知事之れを献ず、祭主進みて御前に出づるや、乃ち太玉串を祭主に授けたまふ、祭主之れを一祢宜久志本常庸に授く、常庸之れを捧持して正殿の階を昇り、大床の中央に設けたる案上に供へたてまつりて退下し、御階男柱の東方に於て天皇に向ひ平伏して本座に復す、

⑪是の時親しく御拝、拍手あらせらる、

⑫畢りて御歩を回し、瑞垣御門を通御の後草履に更めて歩したまふ、御蓋を翳したてまつること前の如し、時に祢宜数人左右に分れて前駆す、

⑬外玉垣御門通御の比、正殿の御戸を閉づ、

⑭是れより御輦に乗御、第二鳥居にて前駆の祢宜左右に踞蹠す、

⑮直に行在所に還御あらせられ、外宮御拝の儀畢る、

⑯御昼餐の後、皇太神宮御拝のため、午の刻御出門、文武百官正装して供奉し、宇治橋渡御、午の半刻過皇太神宮文殿に著御、

⑰内侍所を一祢宜藤波氏朝の家に奉安す、

⑱ 御小休の後沐浴あり、

⑲ 未の刻皇太神宮に御拝あらせらる、其の儀、豊受太神宮に同じ、〔但し外宮は権祢宜一本榊辺に平伏せしが、内宮は御輿舎辺に平伏す、外宮は外玉垣御門、内宮は冠木鳥居外に下御若しくは乗御あらせられたるの別あり〕

⑳ 未の半刻内宮文殿に還御、之れを行在所と爲したまふ、斯くして神宮親調の盛儀を畢らせたまふ、⁽¹²⁾

〔付番官ならびに改行・〔外宮内宮奉仕の別〕は筆者が行なつた〕

とあるもので、この史料を基に、筆者なりの補足説明及び考察を以下加えることとする。

まず、①であるが、天皇御参拝の前儀として大御饌供進の儀が齋行されている。この儀について、外宮においては、『常庸卿公文所当用録』明治二年己巳年三月上卷に、

十二日美晴

一 今寅上刻朝 御饌供進之後、再於大床下 御饌供備之事

一 常庸卿 二 貞董卿 三 常伴卿 四 朝彦卿 五 偉彦 六 貞賢 七 朝昌

八 貞吉 九 常位 十 美彦 各衣冠

時刻各進歩、加用執「松明」先行、直入「瑞垣門」踰東上北面、既而物忌父等供「神饌」訖、一臚来「于一」祢

「宜前」告「事由」、次詣「大床下」各点檢拜趨、更訖祢宜出「中重」就「版位」、次「臚進」于祝詞文、「一」祢宜入「内

院」而「一」祢宜進「于玉垣門下」誦「進之」、各屈拜畢「一」揖退出、別宮遙拜、北御門拜訖歸館⁽¹³⁾

と見られ、内宮においては、孫福弘孚の『襟陰記拔萃』に、

一 御参拝ノ御饌供進鶏鳴ヨリ催シ寅剋献^レ之、

祢宜^{各東帯} 三色物忌父^{各衣冠} 政所^{衣冠} 御塩内人^{衣冠} 出納内人^{兄部衣冠自余白張} 駈使^{玉串御門内ハ撰末社ノ祝部色布衣ニ}

行事次第於「忌火屋殿前官道北」奉「安置大御饌」於「高案」奉「立」並^レ之

次祢宜政所相從參集于五丈殿東上南面、政所其東軒下于時出納內人奉拜覽御饌之案脚奉立並、次第參五丈

殿前庭告知其由

次祢宜參進列立官道一祢宜奉向本宮御料
各東上北面政所其東

次御塩次第先御饌、次祢宜三色物忌父政所相畢、大物忌父進出蹲踞、自余蹲踞、祢宜揖之先陣進行有警蹕微音

三色物忌父奉捧御饌參進、從第四御門參入、經玉串蕃垣御門於內院祢宜各蹲踞左方北上西面、
右方北上東面、一祢宜

參御下就座北面、物忌父參御下奉安置御饌具、祢宜着座階下東上北面

次大御饌奉供進一祢宜出御下着座

次大物忌父御酒一獻之後、出御下參一祢宜之前着座申其由就東方西面

次一祢宜自政所手執告刀文於階下男柱前奉誦進之、畢復本座、于時一同拜八度拍手兩端

次大物忌父參御下

次御酒二獻供進之後、出御下申其由作法如前于時一同奉拍手兩端

次三獻供進亦同之、畢撤御饌物忌父奉捧之、祢宜先陣出內院

次各自西御門退出

次興玉神遙拜但奉捧御饌物忌父過之
納忌火屋殿自余遙拜

次荒祭宮遙拜

次於忌火屋殿前官道北祢宜北上西面三色物忌父北上東面各列立有對揖

次桜御前由貴殿酒殿朝拜

次各退散

參勤

祿宣 氏朝 守重 守宣 氏命 泰綱 氏憲 定潔

政所 尚行大物忌父自余ニテ勤ム

物忌父 弘業 民徳 弘含副 経尚副 重綱(14)

と存し、氏命の『明治天皇神宮御参拝行事略記』には、

明治二年三月十一日

主上神宮御拝ニヨリテ今卯剋大御饌奉ルヘキ旨御沙汰ニヨリテ御再興由貴大御饌ニ順シ供進、告刀読進ハ一祿宣ナリ、且御下ニ参リ御備方等ヲ見知セシム、参勤祿宣一氏朝、二守重、四守宣、五氏命、七泰綱、八氏憲、九定潔、政所尚行、家司定謚、三色物忌父弘業、民徳、弘含、副物忌経尚、重綱高案昇奉ル、勤役ハ今度格別ノ儀ニ付、摂社祝部等へ申付ル、御火ノ役モ同シ、依テ祝部七人勤仕(15)

と述べられ、これらの史料より、御参拝当日の夜が明ける前(寅刻から卯刻ぐらい)に外宮・内宮共、同刻に、御饌祭において最重儀の由貴大御饌のスタイルで大御饌を供進していることが確認できる(16)(氏命が十二日を十一日と記載しているのは彼が一日のはじまりを日の出と共ににはじまるものとして捉らえていたからであろう)。

それから、④により、御参拝の前儀は大御饌供進の儀だけにとどまらず、幣物奉納の儀が引続き執行されていることがわかるが、⑬では内宮の儀を省略して書いているので、孫福弘孚の『樸陰記拔萃』で補足し④と合わせてこの儀を見ておきたい。その書には、

一 御饌供進後未明御幣奉納

子良一臈弘業附副北御門ヨリ入り昇殿御鑠へ手ヲ掛ケ退ク主上御拝マテ開キテ子良候スル積リナリ 祿宣殿内シテ幣物ヲ奉

納ス外ニ行事無シ之

御幣物 黄金二枚

白絹 十匹

真綿 十把

麻(17) 苧(17)

と見え、外宮・内宮共に大御饌供進後、内宮の時刻が「未明」とあることより察すると、この儀も両宮ほぼ同刻に、両宮それぞれの正殿が開扉され（子良の手付初あり）、祢宜が殿内に幣物（両正宮とも同品目同数）を奉納、正殿開扉のまま天皇の御参拝を大御神が迎える形をとったことが知り得る。¹⁸⁾

そして、天皇御参拝の次第については、外宮の場合、②③⑤①⑤の条項に明白に記述されているが、内宮では、氏命の『明治天皇神宮御参拝行事略記』に、左の如く克明に記されている。

I 十二日 辰剋 外宮御参拝後、昼ノ御膳畢テ午上剋 外宮御発輦、午下剋 内宮文殿へ着御、

II 外宮御発ノ沙汰ニヨリ祢宜中東帝明衣木綿各被勤行ノ後、一ノ鳥居内西置石ノ下ニ北上東面ニ平伏シテ奉迎、御輦

ハ一鳥居ノ内殿社ノ北参道ニト、ム、主上ハ御板輿ニ被_レ為_レ、召一ノ鳥居内文殿西ノ門ヨリ入御、暫時御休足ノ上御参宮、

III 未剋是先祭主宮司一祢宜二祢宜一祢宜可令勤仕ノ処老体ニヨリ二祢宜瑞垣御門内東ノ方ニ御奉納ノ太玉串ヲ案上ニ置テ

其前ニ列座但雨候ノ節ノタメ瑞垣ヨリ板屋根ヲ設オク、三祢宜ハ宿直所ニ衛護トシテ候ス、四祢宜ハ玉串御門内東ノ方ニ設ア

ル御手水ノ具ノ傍ニ候ス、若其節ニ至リ風ナトニテ吹散ルコトモアリテハ不都合ノ故如_レ此祓候スルナリ、五祢宜七祢宜ハ二ノ鳥居ノ内北ノ置石ノ下ニ御塩大麻ヲ各案上ニ置テ其前ニ列立、八祢宜九祢宜ハ南ノ置石ノ下ニ躰踞

（御塩大麻の説明は略す）

権祢宜中ハ各衣冠着用ニテ御輿宿西下り楠ノ辺ニ参道置石ヨリ一間余モヘタチ山際ニヨリテ平伏、

IV時ニ 御輦文殿頓宮ヲ出御、

Vノ鳥居ノ下ニト、メ給フ、直ニ五祢宜御塩ト榊ノ枝ヲ捧持テ 御輦ヨリ一間ハカリ隔チ進出テ蹲踞ノ礼ヲシテ
左ノ足ヨリ右左ト進ヨリ 輦前ニ向御塩ヲ振清メタテマツリ左ノ足ヨリ右左トアトヘヨリテ蹲踞ノ礼シタル処ニ

テ同ク蹲踞シテ本座ニ復ス、次七祢宜大麻ヲ捧持テ如始 輦前ニ向振清メタテマツリ本座ニ復ス、

但公卿以下供奉ノ御方々ハ一ノ鳥居外西ノ方ニ仮ニ設タル所ニテ御塩内人光鏡大麻内人喜広等勤仕、

VI七祢宜復座直ニ 御輦參進、五祢宜七祢宜北ノ方、八祢宜九祢宜ハ南ノ方トタテワカレ前駈奉仕、冠木鳥居ノ下

豊受宮石ツミノ西ノ方ニテ 御下輦兼テ仮屋設有之、時ニ五七八九祢宜東ノ方ヘヨリ第四御門ノ石橋ヲ登リ同御門ノ

内東ノ方ニ北上西面ニ平伏、

VII主上御歩、萱ノ御笠ヲ被差掛、御沓ハ不被為召、藺ノ草履ヲ被為召、玉串御門前ニテ御沓ト被為召替、一

VIII玉串御門内軒下ノ御浜床ニ御膝ヲ被為付、時ニ神祇官副知事亀井中将津和乃城主御手水奉掛、次御紙・次木綿臺

ヲ議定中山儀同殿へ被渡、中山殿ヨリ献主上第四御門下御輦相止ル処ヨリ玉串御門マテ道敷筵設 都テ京方ノ設ナリ神宮ニ一切カマイナ

シ

但御手水ハ小土塙ニ御川ノ水ヲ入(以下略、御手水・木綿臺の説明)、

IX次瑞垣御門ノ内ノ軒下ニ設アル浜床ニ着御、

X時ニ宮司案上ニ設アル処ノ太玉串ヲ捧持進出テ神祇官ニ献ス、神祇官取之奉主上、時ニ祭主進出ル、主

上ヨリ太玉串ヲ祭主ニ賜フ、時ニ一祢宜代二祢宜進出テ祭主ノ手ヨリ太玉串ヲ受テ大床ノ中央ニ設アル案上ニ備

奉リテ退下、御階男柱ノ東ノ方ニテ 主上ニ向ヒ奉リテ平伏シテ本座ニ復ス、

A次 主上御拝御手アリ、

B畢テ玉串御門ヲ出御、如始御笠ヲ被奉差掛、且御草履ト被為召替、時五七八九祢宜如前左右ニワカレ前

駈、

C 主上第四御門ノ下マテ御歩ノコロ奉_レ閉_レ玉串御門ノ御戸、

D 主上御輦ニ乗御、

E 二ノ鳥居ニテ前駈ノ祢宜相止リ左右ニ蹲踞ス、

F 御輦ハ文殿へ入御、⁽¹⁹⁾

(付番号ならびに改行は筆者が行なった)

これらの御参拝次第を両宮統一的に簡潔に纏めているのが、次の『両宮御参拝儀式及御調度品目_{明治二年}』であり、この書の次第条項に前二書の対応している所を宛て填めて見ると、

皇太神宮御参宮儀式_{外宮同儀(一) 処ノミ異ナリ}

刻限 出_レ御頓宮

於_二鳥居_一鳥居間_一祭主宮司奉_レ迎_レ 鳳輦_一先陣供奉

但 鳳輦進御之比祢宜奉_レ開_レ 正殿御戸_一有_レ御幣奉納之儀

次於_二鳥居_一祢宜_二人執_レ御塩大麻_一奉_レ灑揮

鳳輦祢宜先陣供奉_{先是權祢宜兼祓候御輿宿 西(東)官道南(北)平伏}

次 鳳輦到_レ冠木鳥居外_一 下御_{祢宜等於中重東(西) 伏而止}

次 宸儀御歩

次 入_レ御外玉垣御門

次 経_レ玉串御門_{獻木綿笠 供御手水} 蕃垣御門_一 入_レ御瑞垣御門

次 着_レ御 御浜床

| | | | | | | | | |
|----|-----|-----|----|---|---|---|---|----|
| IX | VII | VII | ⑦ | ⑥ | ⑤ | ④ | ③ | ② |
| | | | VI | V | | | | IV |

次太玉串御奉納宮司捧太玉串 献神祇官神祇官献之 宸儀令大床上、退

次 御拝

次 還御到冠木鳥居外 乗御 鳳輦 柙宜先陣供奉到二鳥居止

次柙宜等奉閉 正殿御戸

次 還御于 頓宮⁽²⁰⁾

右のようになって、大凡、外宮は辰刻・内宮は未刻に同一の式次第で天皇の御参拝が果たされたことが理解できよう。

それから、この御参拝の後儀としては、『明治天皇紀』明治二年三月十二日の条に、

抑々天皇の兩太神宮親拝は実に神宮鎮座以來始めて行はせたまふ所の盛儀にして、其の儀典は神祇官勅を奉じて

新定せし所なり、柙宜等の上れる解状に曰く、(中略)大宮司藤波教忠は御祓大麻一合及び福多味五百を、伊勢

盈子豐光院住尼は御祓及び干鯉一箱を、外宮柙宜一同は大麻一台・鮑一籠を献ず、又内宮柙宜權柙宜総代として五

柙宜藤波氏命・七柙宜沢田泰綱行在所に候し、一万度御祓及び肴一台を献ず、天皇、大宮司に金千疋、宮司に金

五百疋、宮司附属に金二千疋、兩宮各柙宜以下に鯉節三百本・酒肴料金百兩を賜ひ、且今次の御用精勤を賞して

更に兩宮柙宜以下に鯉節五十本・酒肴料金一万疋を賜ふ、⁽²¹⁾

と記され、氏命の『明治天皇神宮御参拜行事略記』には、

柙宜為物代 五氏命・七泰綱一萬度御祓并肴一台鯛鮑フナクミ 献上、御祝詞申上候処、千種三位殿御出合ニテ今般柙

宜中五種々心配相掛候、併天氣能御参拝被為濟大慶二候、柙宜中へ宜被申呉度旨、御挨拶有之、⁽²²⁾

と存して、神宮側より天皇に対して祝詞の奏上・御祓大麻並びに鮑等肴の献上があり、天皇より神宮側に対し労いの

御言葉と御下賜の品々が多数あったことが認められるが、このことは、所謂、通常祭典における直会や饗膳の意と解

して差し支えないであろう。

-
- ⑩・X
 - ⑪・A
 - ⑫・⑭・B・D
 - ⑬
 - ⑮・E

このように無事両正宮を御参拝なされた明治天皇はこの日、内宮文殿を行在所として御一泊なされ、同書に、
退夜ニ入宮中見廻祓宜中以下勤^レ之

十三日^晴寅上剋、文殿御発輦、一ノ鳥居内西ノ置石ノ下ニテ祓宜中衣冠着用ニテ御見送り申上ル四七八祓宜衣冠

着用ニテ宮川迄御先へ参、同所ニテ御見送申上、守賀神主如「昨日」内侍所ノ前外神ヨリモ昨日勤任外宮神庫へ暫時御小

休、宮川無「御滯」御「渡橋」ナリ今度宮川へ前々ヨリ
板橋設オカル(23)

とあるように、翌日の寅上刻、内宮御発、外宮神庫で暫時御小休なされた後、宮川に向かわれ神宮祓宜等の御見送りのもと宮川を御渡りになられ一路、陸路をとられて東京へ御出立なされたのであった。

尚、この御参拝に付、明治天皇におかせられては、御参拝に前後して別宮ならびに宮川内外の撰社に神祇官人を遣わされ御代拝せしめられており、また、神宮側でも後日、別宮祭典を挙行している⁽²⁴⁾。

ところで、この御参拝の際、玉体と常に一体の動きをした三種の神器、特にその賢所(内侍所)についての取り扱いが大変興味深く感じられたので、少しく触れておこう。「明治二年三月御参拝書類」には、

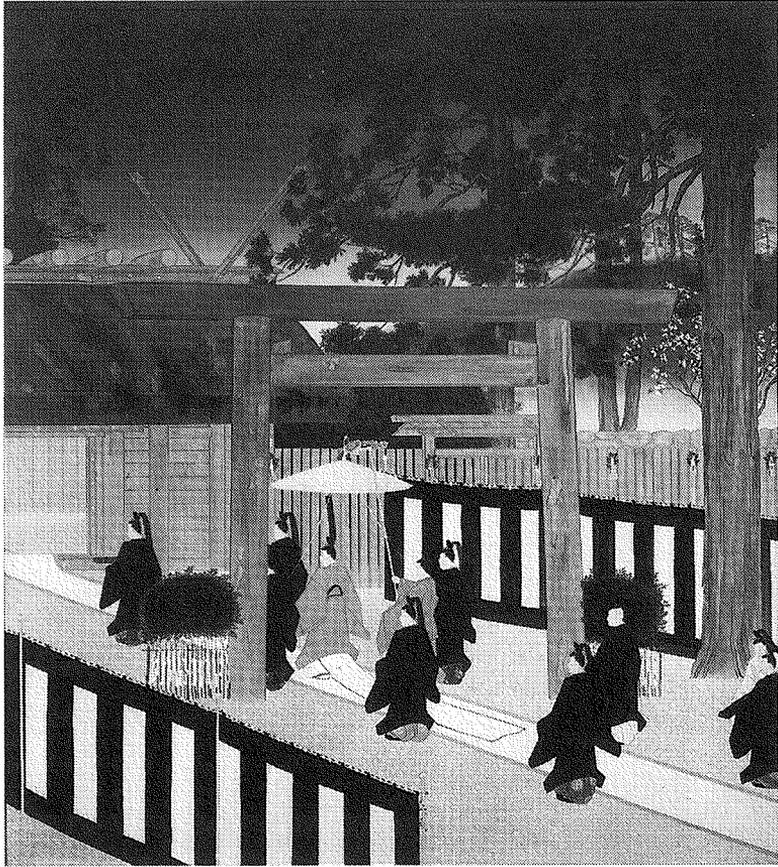
宮川御修祓所 大宮司設^レ之

(略)

右仮屋ノ西ニ賢所ノ御羽車ニツヲ安置ス、同じク清砂葉薦ヲ設ク。但前条十六間四方ノ中南ノ方ヲ以 入御アルヘキ様幕ノ口ヲ以テ張、同処幕ノ内河辺教長北面ニ着座シ西ノ方ニ案并修祓ノ具ヲ安シテ西面流ニ向ヒテ修祓ス各幕ノ内也。着輦以前行^レ之。⁽²⁵⁾

とあって、賢所用御羽車は二基存したようであり、天皇に準拠してか、河原祓を賢所も受けている。また、先の「明治天皇紀」の⑰でも若干触れられているが、氏命の「明治天皇神宮御参拝行事略記」によると、

明治二年三月十一日^晴(略)



松岡映丘画「神宮親謁」(明治神宮聖徳記念絵画館)

昨夜ヨリ重代権祿宜蘭田守賀衣冠ニテ奉迎、宮川ヨリ 内侍所御羽車ノ御前ヲ勤ム 外宮宮崎文庫へ奉入
 御外宮重代権祿宜、
川崎織部勤仕 主上者神庫頓宮ニ着御

十二日辰刻 外宮御參拜後、昼ノ御膳畢テ午上刻 外宮御發輦、午下刻 内宮文殿へ着御 内侍所御羽車ハ藤波一祢宜氏朝ノ宅へ入御前駟ノ両權祢宜猶又門前ニテ薗田守拙中川経界等奉迎入

但今早天ヨリ薗田守賀外宮へ參如「昨日」 内侍所ノ前駟外神ヨリ川崎勤仕

十三日寅上刻、文殿御發輦、(中略) 守賀神主如「昨日」 内侍所ノ前駟外神ヨリモ昨日勤仕外宮神庫へ暫時御小休、宮川無

「御滞」御「渡橋」ナリ今度宮川へ前々日ヨリ板橋設オカル(26)

と記載され、賢所は天皇の動きに合せる形で宮川内を移動されたのであり、その移動にあたって必ず両宮それぞれの權祢宜が前駟を勤仕しているのが印象的である。但し、現在、明治神宮聖徳記念絵画館に陳列されている松岡映丘画『神宮親謁』の図等から天皇御參拜の様様を拝することができ⁽²⁷⁾るが、賢所以外の二種の神器である劍璽は常に玉体の御側近く離れず御一体の形で取り扱われ、天皇と共に大御前まで進んだものと考えられるに對し、賢所は外宮では宮崎文庫に、内宮では藤波氏朝宅にそれぞれ御參拜中は安置されていたのであり、賢所は天皇と常に一体の動きをしたとはいえ、劍璽に比較すると天皇と付かず離れずの形をとっているのは、大変興味深い相違である。

二、明治二年御參拜次第の淵源

それでは、明治二年の御參拜次第の淵源はどこに求めることができるのであろうか。それは、阪本是丸氏が『明治維新と国学者』「第四章 祭政一致国家の構想と東京奠都問題」において、

この亀井・福羽を主軸とする政体書神祇官が「新式」として打ち出した祭祀で無視できないもう一つの大きな祭祀がある。それは二年三月十二日、再度の東幸に際して行なわれた明治天皇の神宮親拜である。これは天皇の再度の東幸計画を契機として立案されたものであり、明治元年九月の初度の東幸では「遥拜」にとどまっていた

神宮へ天皇親らが行幸し、親拝するという前代未聞の儀式を実現しようとしたものである。むろん、この神宮親拝には計画だけに終わったとはいえず、先例とすべき事例があった。それはいうまでもなく文久三年八月に計画されていた孝明天皇の大和親征行幸にともなう神宮親拝である。この計画には当時福羽美静も関与しており、福羽にとつてはこの計画を主導した真木保臣の遺志の実現という意味もあったのである。十二日、明治天皇は外宮番垣御門前で神祇官副知事亀井茲監の手水を受けられ、ついで木綿蓑を付け、浜床に着御された。宮司河辺教長は太玉串を亀井に渡し、亀井は太玉串を天皇に献じた。ついで祭主藤波教忠に太玉串を授けられ、祭主はこれを一祢宜久志本常庸に授け、同人が太玉串を奉持して正殿大床の案上に供進、本座に復した。この時天皇は御拝、拍手されたのである。かくして内宮でもほぼ同様の儀があり、天皇の神宮親拝という未曾有の祭儀は終了したのであった。この親拝を眼前にした亀井、福羽そして文久三年の未完の孝明天皇親拝計画の最高指導者三条実美の胸中はいかがであつたらうか。想像するに余りある。(傍点筆者)⁽²⁸⁾

と指摘した文久三年八月の未完の孝明天皇神宮御親拝計画に求めることが可能である。しかし、その時、実際、誰の手により、どのような形で天皇の御参拝次第が企画立案されていったのか、未だその説明には及んでいない。故に以下の点を考察してみたい。

文久三年八月十六日、孝明天皇の伊勢行幸のことが朝廷より神宮に伝えられ(公布は十三日)、神宮側ではその御参拝次第について企画立案することとなる。その経過について、御巫清直『馬工記』第四卷「文久三年八月」の項には、

為「今度攘夷御祈

願、大和國行幸

神武帝御陵

春日社等御拝、暫

御逗留、御親征

軍議被_レ為_レ在、其

上

神宮行幸事

希代之勝事畏承之旨申、退出畢（中略）

抑、今朝自_二司家_一祭主殿政所沢地備前書狀被_二相達_一、即披覽之処、今度神宮行幸之儀被_二仰出_一

候_二付_一、御取調子被_レ成度義有_レ之候間、甚乍_二御苦勞_一御上京可_レ被_レ下候_{云々}、又自_二司家長官_一致_二

參洛_一諸事取究可_レ申様被_二相頼_一、依_レ之今夕神宮宿次使_二用意次第上京可_レ仕旨返書指出畢。十

七、十八、兩日行幸之勸例宮中儀式等准_二齋王御參宮之式_一程_レ之、手記等自_二諸書_一勸出草稿差増出

來之間、明曉発足可_レ仕旨、官家へ申出、（後略）

（傍点筆者）

と存し、外宮御巫内人、御巫清直が神宮史上初めての天皇の神宮行幸の御参拝次第の考証、立案を祭主・大宮司・長

官称宜より命ぜられ、「齋王御參宮之式」に準じて作成したことが記載されている。そして、同書同項で、

十九日曉丑刻_{雨後晴}出郷上京畢。

但今夕楠原止宿。廿日石部止宿。廿一日午刻迄京都町宿着之後、到_二兩神宮逗留之家_一、_{八条殿内、四圍}

田守宣卿外、二檜垣貞董卿等承而。自_二去十八日曉天_一御所騒動、（略）神宮行幸御延引之旨被_二仰出_一

之旨、從_二神主_一承知。其御書附写取了。

夷狄 御親征之儀、未其御機會無_レ之

叡慮候処、矯^二宸衷^一御沙汰之趣

施行^二相成候段、全^一思食^二不被^レ有候

何^レ御親征者可^レ被^レ為^レ有候得共、先

此旨更被^二仰下^一候、尤於^二摺衷^一

叡慮^一者、少^レ不被^レ為^レ替候、行幸暫

御延引被^二仰出^一候事

然者、最早御用無^レ之間、昨日以^二宿繼^一御上京御見合之旨申述候処、於^二途中^一行違御上承^レ之委々候云々、自^レ夫可^レ參^二祭主殿^一之処、(中略)自^二其処^一參^二殿、御惣官拜謁程々有^二御問答^一、亥刻迄帰^二旅宿^一、

廿二日^朝六条殿三条西殿參候之後、終日^勤例等之^{淨書}及^晚成功之間、入^レ夜^參祭主殿^{拜謁}御罷被^レ下^{勤物等呈覽}之、最早御用も無^レ之間、明曉^{帰国可^レ仕^レ旨}言上退出^(後略)

(傍点筆者)

と書かれて、清直は、十九日伊勢を発ち二十一日京都に到着、内宮四祓宜、藪田守宣と外宮二祓宜、檜垣貞董(両祓宜とも明治二年御参拜の際、同宮同祓宜席次にて奉仕)に会い、十八日の御所騒動(七卿西下のこと)によって神宮行幸のことが延引されたことを知るが、祭主、藤波教忠(明治二年の御参拜時も祭主として奉仕)に拜謁し、神宮行幸の御参拜次第の考証、立案書を呈覧していることが確かめられる。

ところで、この清直が考証、作成した御参拜次第書とは一体どれを指しどのような内容を有していたのか。私見によると、それは現在、神宮文庫に所蔵されている『文久三年勤文⁽³¹⁾』が該当するのではないかと思われる。なぜならば、それには、

右、外宮御神事次第記者、文久三年八月十三日 天皇 神宮 行幸依^レ有^二 勅命^一上卿權大納言源忠礼卿奉^レ
之 二宮 御参例及宮中図可^レ令^レ勸進之旨、仰^レ從^二位祭王教忠卿^一故、參洛祢宜課^二荒木田守宣卿^一于^レ時四祢宜度
會貞董卿^{于^レ時二祢宜} 令^レ記之、因^レ茲守宣卿以^二 内宮行事例稿本^一 吉高 書^レ記之、同十四日所^レ進貞董卿之草案是也
—— (中略) ——
文久三年癸亥九月竊書之者也

豊受宮小内人中臣吉尚

との奥書があり、文久三年八月十三日に孝明天皇の神宮行幸の勅命を広幡忠礼が受け、忠礼が祭王教忠に神宮の御参例及宮中図を勸進するよう命じており、そして祭王がその趣旨を受けて内宮四祢宜、藪田守宣と外宮二祢宜、檜垣貞董（『馬工記』で両者共、清直が京都でコンタクトがあつたことは先に触れた）を参洛させて勅文を提出させたことが容認できるからである。但し、この奥書の問題点としては、貞董が勅文を提出（実際の考証はたとえ清直であつても神宮祢宜、貞董の名で提出するのは神宮の公文書のスタイルからして当然のことである）したという日付が豊受宮小内人中臣吉尚が十四日と記述しているのに対し、清直が御参拜次第の考証、立案を祭王・大宮司・長官祢宜より命ぜられたのが『馬工記』によると十六日であるということが指摘できよう。しかし、このことについては、神宮行幸の公布が十三日であることに對し、翌日に勅文を提出したとはあまりに早急ではないかとの疑問が持たれるので、十四日という日付の記述には、多少の日付の操作が働いているものと考えられる。また、清直が祭主に呈覽した書がたとえ本書でなかつたとしても、『馬工記』記載の、上京した時の清直と祭主とのやりとりから推察すると、祭主呈覽の書は本書に類似したものであつたと考えて良い。本書の内容を検討すると、繰り返し引用するが、清直がまさしく「行幸之勸例宮中儀式等准^二 齋王御参宮之式^一 程^レ之、手記等自^二 諸書^一 勸出草稿差増出来」と記した主旨のもと、編纂した書であることはほぼ間違いないであろう。本書では、まず諸書に記載されている齋王の神宮御参宮次第について、

『内宮延曆儀式帳』・『外宮延曆儀式帳』の「年中行事」^并月記六月例、「延喜太神宮式」「六月月次祭」の項、「延喜齋宮式」・『内宮建久年中行事記』六・九月の齋内親王參宮の条、「太神宮司神事供奉記」延應二年六月十六・七日の条を抄出、添付した上で次の式次第を載せている。

於「第一鳥居」下「中臣以下」^下輿參進行列

先 神馬、次 官幣、次 神宝、次中臣、次齋部、次宮司

次於「第一鳥居」下「中臣以下与「宮司」对揖 神馬 官幣 神宝者立」同鳥居内但使王者如常例可被立敷然則中臣使王次第参列也

次権祢宜一人酒「塩湯」揮「大麻」

先 神馬、次 官幣、次 神宝、次中臣、次齋部、次宮司

次祢宜等参進列「立于玉串行事所」

次 神馬 官幣 神宝、次中臣以下列「立于同所」

次列定後、中臣進「列洗手」、以下次第同之

次齋部進「列置」官幣於「案上」送文又開相副神宝唐櫃蓋「置」送文於「案上」復列

次大物忌父執「官幣送文令見于一祢宜」次第取下「見之」大物忌父進「案下」檢「知之」

次点檢 神宝次第大概同上

① 次中臣進「列執」木綿蔓「結」冠額但常例被取宣命也畢復列

次齋部進「列結」木綿蔓「懸」木綿襪「參進」、大物忌父等昇「幣案」齋部從「之居」幣案於「玉串御門」退候、齋部

候「案下」、次内人牽「神馬」立「同御門東」、次内人等昇「神宝唐櫃」居「之同御門中央」退候

次宮司結「木綿蔓」執「太玉串」進行立「道之左」但宮司不參之時祢宜前行

次祢宜等次第執「太玉串」進行整「列於第三鳥居内」

次祢宜宮司次第進就石壺

次中臣進行入第四御門就東石壺

次中臣被讀進宣命但畢後復坐之常例也

次齋部就石壺

次一祢宜召大物忌父太玉串奉納于玉串御門行事如常例

次內人來一祢宜前申御鑰御封啓之由

次祢宜宮司參進于內院先是大物忌父等昇幣案內人等昇神宝唐櫃入內院正宮階下置左右

次祢宜參昇奉開御戸退下

次奉設御浜床於正宮与瑞垣御門中央祢宜役之

次祢宜二人為奉迎鳳輦於內院參向第一鳥居辺、前陣供奉

次鳳輦到第四御門下御但鳳輦者第三鳥居東南奉設假舍安置歟

次天皇人御玉串御門、于時宮司執御蔓木綿權司執御太玉串二枝少司執御塩湯土器入白塩於土器具鹽葉盛土高杯各

奉授之跪官人出受、以奉天皇是准擬于寮御參例參考之但宮司不參之時及今世權司少司二員

次天皇人御內院、着御浜床此時奉啓玉串御門歟然則物忌父等役之者乎御拜令奉置御太玉串於宸座、

給官人出授一祢宜、一祢宜奉請賜之捧頂上登階入殿內奉納于神座畢下階立退

而平伏奉報命

次祢宜等參昇奉納官幣及神宝畢、各退下屈候于階下

次天皇出御內院、到第四御門入御鳳輦、祢宜二人為奉送鳳輦後陣供奉

次高宮御遥拝畢、還御到于第一鳥居辺祢宜屈伏後歸參于內院

②

先是為奉設高宮御遥拝之玉座浜床祢宜等之中參向彼所

次奉納常例荷前織御衣殿内行事畢、閉御戸退下

次祢宜等出内院歸着石壺

次内人申御鑰御封納之由

次中臣以下奉拝

次中臣以下退出

次祢宜向于高宮遥拝所中臣以下宮司同之遥拝畢

次解木綿蔓

次中臣以下与祢宜对揖

次着一殿

中臣以下宮司着坐祢宜一人脱明衣而參着坐

③ 次饗膳

勸盃三献儀畢、撤饌

次各參進中重倭舞奉仕、先宮司、次祢宜、次中臣、次齋部有柏酒

次祢宜退出

次中臣以下宮司退出、於第二鳥居中臣以下与宮司对揖畢(32)

右の式次第を見ると、一見して、①+③の部分は恒例の神嘗祭奉幣（または式年遷宮の一社奉幣）の式次第であり、その中に②の齋王の御參宮次第に準拠して天皇の御參拜次第が創作され、それを充て填めた形式になっていることが伺われる。但し、御拝礼の位置については、齋王が内玉垣御門内であるのに対し、天皇は瑞垣御門内（内院）、太玉

串の授受と御拝の關係は、

| | | | | | | | | | |
|---|------|---|---|---|------|---|---|------|---|
| | 齋王 | | | | 天皇 | | | | |
| 一 | 大 | 命 | 御 | 命 | 大 | 権 | 司 | 権 | 司 |
| | 宮 | | 拜 | 婦 | 宮 | 御 | 官 | 司 | 官 |
| | 司 | | | | 人 | 拜 | 人 | (祢宣) | |
| 二 | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← | ← |
| 三 | | 命 | 御 | 命 | | 官 | 御 | 官 | |
| 四 | | 婦 | 拜 | 婦 | | 人 | 拜 | 人 | |
| 五 | 大 | | | | 一 | | | | |
| | 物 | | | | 祢 | | | | |
| | 忌 | | | | 宣 | | | | |
| | (奉納) | | | | (奉納) | | | | |

右表の如くなり、太玉串の奉納位置は、齋王が瑞垣御門西頭に対し、天皇は齋王より上位に求めて殿内の神座にとの
 違いがあるのは特徴的である。尚、齋王も天皇も御垣内にて木綿鬘（太玉串の授受に準じて齋王・天皇に奉る）を付
 けて拝礼することは共通している。この式次第が先述した明治天皇の明治二年の御参拝次第の下敷きの存在になつて
 いることは、両者を比較すると若干の相違は認められるものは認めることが可能である。³³そして、その裏付けとし
 て、朝廷側も神宮側も文久三年の孝明天皇神宮行幸計画に關与したスタッフ、メンバーが、そのまま移行した形で、
 明治二年の御参拝が遂行されているという人的な側面を指摘できる。

以上のごとく、明治天皇の明治二年の御参拝次第の淵源は、文久三年の孝明天皇の神宮行幸計画の式次第に求める
 ことができ、それを記した書として『文久三年勘文』が挙げられ、その作成者は、当時、神宮考証学の第一人者と言

われた御巫清直であつたと考えられるのである。

三、御参拝の意義

最後に、明治二年の御参拝の有する歴史的意義について考えておきたい。そのことを考えるにあたって、やはり、阪本是丸氏が『明治維新と国学者』「第四章 祭政一致国家の構想と東京奠都問題」の中で、

矢野玄道の祭政一致国家の構想が『献芹詹語』に雄大に示されていることは本書第二章で述べた通りであるが、この構想自体は決して中山忠能ら守旧派公家の志向する「王政復古」ではなかつた。それは、矢野が「藤原氏の権柄ヲ専ニセラレシヨリ」とか「藤原氏ノ皇后ハ天平年中ニ防シ」とか述べて、藤原氏の専横を厳しく批判していることから知られよう。矢野が門閥打破、人材登用を強く望んでいたことは『献芹詹語』を一読するならば即座に了解されるところである。

その意味では、矢野は復古主義者とはいつても、藤原氏以降のいわゆる王朝国家へ復古すべきという意識は毛頭なかつたのである。それは彼の天皇のあるべき姿を示した「中昔ヨリ、皇上ハ地上ヲ蹈玉ハヌ物トセラレシハ、イカナル狂人ノ申出シ事ニ候哉」、あるいは「聖上ハ上代ノ如ク、万事御手輕ニテ、……諸社へ行幸ニ被托、御巡狩モ有御坐度」と述べていることから窺われよう。むろん、これ自体は矢野の独創ではなく、孝明天皇の「大和行幸」を画策した三条実美や彼を盟主と仰ぐ志士たちの共通認識でもあつたが、それを祭政一致の政治構想に結びつけて体系的に建言したこと(34)に意味があつた。

と評価された矢野玄道が『献芹詹語』（慶応三年十二月十日の王政復古の直後、維新の建言として成立）で主張する祭政一致の政治構想は見逃せない。そこで阪本氏も右で引用されている建言もあるが、改めて矢野玄道の『献芹詹

語』における神宮およびその行幸に關連のある建言の数々を次に抄出してみよう。

ア 恭古典ヲ相稽候ニ、御大祖神武天皇ヲ奉_レ始、歴聖等ハ、万事皇祖天神ノ本教ニ因襲シ玉ヒ、惟神ノ大道ヲ以テ、治教ヲ六合ニ遍ク御敷被_レ遊候御事、歴々相見申候。惟神ノ大道ノ端倪ヲ描出テ、聊相陳候ハ、蓋凡天下ノ第一ノ御政務ハ、天神地祇ノ御祭祀ニ御坐候故、古賢モ祭政一致ト宣ヒ、令条ヲ初、類聚国史・官曹事類・外官事類・式格等ノ御宝典ニモ、耄是ニ、神祇ヲ以テ最第一ニ御奉被_レ遊候御儀ニ御坐候。

イ 早春ハ、大神宮ニ勅使シテ、御元服等ノ御事、及朝権ヲ天朝ニ帰奉リシ事ヲモ、御奏上ノ事ト奉_レ存候。

ウ 御一代一度ノ大神宝使、御興復ニ相成候ハ、右ニ挙候中ニハ、別ニ勅使ニモ及申マジク哉トモ奉_レ存候。

エ 大神宮ノ御事ハ、実ニ何クヨリモ第一ノ御崇尊ニテ、神庭ハ万天朝ト同ジ御礼式ニ御坐候ハ、重々御至当ノ

御儀ハ申モ更ナルヲ、(下略)

オ 中昔ヨリ、皇上ハ地上ヲ踏玉ハヌ物ト定ラレシハ、イカナル狂人ノ申出シ事ニ候哉。今諸神典ニ因テ、其妄

説ヲ一掃仕候ハムニ、先天上ニテ天照大御神ハ堅庭ヲ向股ニ踏ナツミ、沫雪ナス蹶ハラ、カシ賜フト見エ、地

下ニテモ彥火々出見尊ハ海浜ニ行幸シ玉ヒ、神武天皇ハ親ラ戎馬行間ニ宸駕ヲ御勞シ被_レ遊、景行天皇播磨国

ニ行幸之御時ハ、伴テ群卿ト為リマシ、事モ御坐候。応神天皇ハ大坂ノ白石ヲ御杖ニテ擊給ヒシ御事モ、大御

歌ニ、「サ、波路ヲスク、ト朕ガイマセバヤ」ト詔ヒシ御事ナド、今枚挙ニ暇アラズ候ヲ、天皇モ第一ニ地

上ヲ踏玉ハデハ、御養生ニモ不_レ相成_レ歟ト奉_レ存候。(下略)

カ 又聖上ハ上代ノ如ク、万事御手輕ニテ、時ヲ以テ南ハ大神宮・熊野御社、西ハ宇佐宮・杵築大社及ビ神代ノ

三陵、東ハ熱田・鹿嶋・香取ノ神宮、北ハ丹後・越後等ノ諸社ヘ行幸ニ被_レ托、御巡狩モ有_レ御坐_レ度、(下略)

これら矢野の建言は維新後、そのすべてが実現したと言つても過言ではない。例えば、イについては、明治元年正月に神宮に勅使として従二位祭主神祇大副藤波教忠を遣わされ、御元服由奉幣が執り行なわれ、同年六月には勅使、内

大臣広幡忠礼をして王政復古御奉告がなされている。また、ウに見られる御一代一度の大神宝使は次の大正天皇の御代まで待たなくてはならないが、明治天皇御即位の御大典に関する御奉告が明治元年八月に御即位由奉幣（勅使、従二位祭主神祇大副藤波教忠）、明治四年十月に大嘗祭由奉幣（勅使、正二位三条西季知）として挙行されている。そして特に、カの建言に存する神宮行幸は明治二年三月に実現される運びとなり、オの建言は神宮側よりすると明治五年の御参拝の際、明治天皇が行在所から正宮板垣御門まで（参道）御徒歩なされたことに繋がっていると解釈しても差し支えないであろう。⁽³⁶⁾

このように矢野玄道の『猷芹詹語』に代表される明治新政府の神武創業の精神に基づく祭政一致の政治構想には、神宮の存在は必要不可欠な要素であって、天皇御自身が神宮に直接御参拝なされるのはむしろ当然の帰結であつたと思われる。

それから、矢野など維新政府の人たちとは別に、神宮側の明治二年の御参拝に対する受け止め方はいかなるものであつたかを見ておきたい。それを象徴的に表わしているのが、次の、無事に御参拝を遂げられた直後の明治天皇に称宜が上つた解状（祝詞）である。つまり、

謹みて旧典を考ふるに、今次の御親謁は神宮創基以来未だ曾て列聖の觀幸を見ざるの洪蹤なり、方今陛下神武の神武を襲ぎ、六合を惟れ新にす、景行の景行を仰ぎ、四海を巡狩し、其の成功を大廟に告げたまふ、聖孝倉山の雲よりも高く、叡念宮川の水よりも深し、是れを以て神明相歆け、天壤以て和ぎ、堂々乎として千古の典を成し、洋々然として万歳の声あり、是れに由りて宝祚弥々悠久に、国家益々清平ならんことを禱り、恭しく丹衷を写し奉賀言上すと、⁽³⁷⁾

（傍点筆者）

と奏上されたもので、この解状には二つの注目すべき点が看取できる。まず一点目としては、天皇御自身が神宮に直接御参拝になられる先例を明治天皇がはじめてお開きになられたこと、そして、二点目としては、その御参拝は先に

抄出した矢野玄道の『猷芹詹語』の主張と同様、「神武の神武を襲ぎ、六合を惟れ新にす、景行の景行を仰ぎ、四海を巡狩し」という意義を認めていることである。この解状の注目すべき二点の事柄を更に進めるならば、内宮四祢宜、藺田守宣の『行幸諸備忘』の「明治二年歳次己巳春三月戊辰十有二日 天皇被_レ巡_二鸞輿_一於_二神朝廷_一是誠希代之勝事累世之規範者也」や「是誠千歳之一遇万代之龜鑑也」³⁸との歴史的评价となる。

また、当時、維新政府と神宮とのパイプ役存在であった度会府神祇_※市政曹長、浦田長民（元内宮権祢宜、後、明治五年より同十年まで少官司）の御参拝直後に神祇官に提出された次の意見書も先の玄道の建言や守宣の評価を一步進めたより実践的なものとして注目しなくてはならない。即ち、

御参拝ニ付御挙行被_レ為_レ在度条々

明治二年三月 度会府神祇_※市政曹長 浦田織部長民

今般ノ

行幸

御参拝ハ古今未曾有ノ御盛典ニテ天下億兆ノ瞻仰歎舞スル所也、民志ヲ一ニシテ固クスルコト今日ニアリ、今ヨリ始テ御_★一代ニ一度ツ、ハ必ス

御参拝有_レ之候様恒典ニ御定被_レ為_レ遊天下ニ御布告有_レ之候ハ、報本追孝之御美事ハ申上ニ不_レ及万姓ヲシテ弥天祖ヲ尊奉セシムルコトヲ不言シテ教サセ玉フ御儀ニテ千古ノ御盛事ト奉_レ存候事

長民₃₉拜上

★付箭（左の如し）

御一代一度御参拝之儀ハ恒

典ニ被_二

仰出_レ可_レ然御義ト奉_レ存候

但必ス一度ト限ラセラレ

候御義ハ無_レ之事ニ付

御即位ノ後

御参拝ノ義恒典ニ

被_二

仰出_レ可_レ然候

と述べられ、これを要約すると、この度の御参拝は「民志ヲ一ニシテ国本ヲ固クスルコト」であつて、明治天皇が歴代天皇の中ではじめて神宮に直接御参拝になられたことに鑑むならば、今後、天皇が御一代に一度づつ（特に御即位後）は必ず御参拝なされるのを恒典にし、そうすることによつて、天皇の御参拝が臣民に「万姓ヲシテ弥天祖ヲ尊奉セシムルコトヲ不言シテ教サセ玉フ」効果のあることを主張している。因みに、その後の明治・大正・昭和・今上天皇の神宮御親謁の例を見ると、長民のこの意見は実現していったことが伺われる。

これらのことより、明治天皇の明治二年の御参拝の有する歴史的意義⁽¹⁰⁾については、

①天皇御自身が直接、神宮に御参拝なされる先例が敷かれ（御一代に一度づつ〔特に御即位後〕の御参拝は恒典）、その後の御参拝の規範（亀鑑）とされたこと

②明治新政府の神武創業の精神に基づく祭政一致の政治構想には、神宮の存在は必要不可欠な要素であり、天皇が神宮に御参拝になられるのは当然の帰結であつたと見られること

③この御参拝は、明治天皇が神武天皇や景行天皇といった歴代天皇の御意志や御行動を襲がれ、それを体現なされたことを象徴する出来事であつたと理解されること

④天皇の神宮御参拝は臣民に「万姓ヲシテ弥天祖ヲ尊奉セシムルコトヲ不言シテ教サセ玉フ」効果があること
の四点が指摘できるが、しかし、真の明治二年の御参拝意義というのは、次の明治三十七・八年の御作ではあるが、

鏡

つたへ来し八咫のかがみにあまてらす神のみたまはうつりますらむ（明治三十七年）

社頭

神路山みねのまさかきこの秋は手づからをりて捧げまつらむ（明治三十八年十一月）

をりにふれたる

久方のあめにのぼれるこ、ちしていすゞの宮にまゐるけふかな（明治三十八年十一月）

という三首の御製を参考にして筆者なりに推測するならば、明治天皇が文武百官を率いられ、新都東京に天下られるにあたり、地上に現出した高天原の日少宮ひのわかみやである伊勢の神宮に御鎮座なされている皇祖、天照大御神のお力添えなくしては新しい国作り、明治近代国家の完成はあり得ないとなされた大御心を以て、御自ら大御前に額づかれたという、さながら神代の天孫降臨を髣髴とさせる御姿（これを「明治の天孫降臨」とでも称すべきか）にこそ存するのではないかと思うのである。

おわりに

本稿においては、歴代天皇の中ではじめて神宮行幸を果たされた明治天皇の明治二年三月十二日の御参拝次第概要を説明し、それが文久三年の孝明天皇神宮行幸計画に淵源があり、その御参拝次第書として『文久三年勘文』（作成者は御巫清直か）が相当する事を実証した。そして、この御参拝が有する歴史的意義についても論及し、その結論として、新しい国作りの実現を祈るべく明治天皇が天照大御神に親しく額づかれた、尊き御姿にこそ存すべきであると
の推論を導き出した。

（1） 天皇が御即位後初めて神宮にお参りなされることを「神宮御親謁」と称するが、この語は明治四十二年制定の『登極令』に記載されており、大正天皇の時をもって初見とし、明治天皇については単に「御参拝」もしくは「御親拝」の語が用いられている。

(2) 神宮祓宜、神原佑司氏「即位礼当日祭・大嘗祭当日祭及び神宮御親詣の御儀について」〔「瑞垣」一五八号所収、七―一八頁〕に詳しい。

(3) 明治天皇はその御生涯において四度伊勢行幸なされており、その概説については、これまで『神宮要綱』『行幸啓』の項(四四九―五四九頁)・阪本広太郎「神宮祭祀概説」第八章御親詣と御参拝 第二節明治天皇の御参拝」の項(三八二―三九二頁)・荒川久寿男「明治天皇の神宮御参拝」〔「神宮明治百年史」上巻所収、二七―五三頁〕等がある。

尚、御巫清直は「神宮行幸弁」(大神宮叢書『神宮神事考証』中篇所収、七七―八四頁)において、「太神宮諸雜事記」の聖武天皇大神宮御参拝記事・『元亨釈書』の持統天皇太神宮御参拝記事・『日本書紀』同天皇の志摩国行幸記事より推測した太神宮御参拝のことをすべて否定していることが見られる。

戦後の古代史学家の多くが明治天皇以前に天皇の神宮行幸があったことを提唱しているが、その根拠はすべて薄弱であり、推測の域を脱していないので、筆者は清直の立場を支持したい。

(4) 『明治天皇紀』第一、八四四頁。

明治天皇のこの御遥拝は、壬申の乱の際、天武天皇が吉野を発し不破に向かわれる途中、今の三重県三重郡朝明川のほとりにおかれて天照大神を望拝されたこと(『日本書紀』卷一八、壬申紀の六月二十六日の条参照)を想起させると言えよう。

(5) 『明治天皇紀』明治元年十二月二日の条(第一、九一三・九一四頁)。

(6) 『明治天皇紀』明治二年正月二十四日・二月八日・同月十八日の条(第二、二八・四四・五一頁)参照。

(7) 『明治二年神宮行幸之事』(荒川久寿男「明治天皇の神宮御参拝」〔「神宮明治百年史」上巻所収、二九頁〕所載史料より)参照。

(8) 孫福弘孚「襟陰記拔萃」(神宮文庫蔵、第一門二〇六四号)・「常庸卿公文所当用録」明治二年二月下巻・同三月上巻(神宮文庫蔵、第一門四二二七号、一五一冊の内)参照。

(9) 『明治天皇紀』明治二年三月七日―十一日の条(第二、六九―七五頁)参照。

明治天皇の御発輦に先立つて、三月五日、亀井神祇官副知事、福羽美静同判事、北小路隨光同権判事、青山稻吉同権判事一行が式内社御代拝及び神宮御参拝の下見の為、京都を出発している。

- (10) 藤波氏命『明治天皇神宮御参拝行事略記』(神宮文庫蔵、第一門六九二―三頁)。
- (11) 『明治二年三月御参拝書類』(荒川久寿男『明治天皇の神宮御参拝』〔神宮明治百年史〕上巻所収、三〇頁) 所載史料より。
- この宮川での河原祓の様子は中村左洲画『明治天皇伊勢行幸絵巻』(神宮徴古館蔵、第二七三―三五号) 上巻に描写されている。
- (12) 『明治天皇紀』明治二年三月十二日の条(第二、七六―七頁)。
- (13) 『常庸卿公文所当用録』(神宮文庫蔵、第一門四三三七号、一五一冊の内)。
- (14) 孫福弘孚『樸陰記拔萃』(神宮文庫蔵、第一門二〇六四号)。
- (15) 注(10)に同じ。
- (16) この大御饗は、慶応年間に古儀復興された神嘗祭由貴大御饗の儀に準じて、両宮執り行われたと思われる。この神嘗祭の古儀復興に関しては、中西正幸氏が「神嘗祭の古儀復興と御巫清直」(『維新前後における国学の諸問題』所収、昭和五十八年國學院大學日本文化研究所、三五―三八五頁) で詳細に論説されている。
- (17) 注(14)に同じ。
- (18) 『常庸卿公文所当用録』明治二年上旬記事には、この御参拝についての両宮祭典の奉仕内容ならびに次第、祭器具等、統一性を持たせる為の内外両宮長官(政所)の往復文書が数多く所載されている。
- (19) 注(10)に同じ。
- (20) 『両宮御参拝儀式及御調度品目録』^{明治}(荒川久寿男『明治天皇の神宮御参拝』〔神宮明治百年史〕上巻所収、三二頁) 所載史料より)。
- (21) 『明治天皇紀』明治二年三月十二日の条(第二、七七―八頁)。
- (22) 注(10)に同じ。
- (23) 同右。
- (24) 氏命の『明治天皇神宮御参拝行事略記』・守宣の『行幸諸備忘』・弘孚の『樸陰記拔萃』・『常庸卿公文所当用録』等参考。
- (25) 注(11)に同じ。

賢所用御羽車が二基存したことは氏命の『明治天皇神宮御参拝行事略記』の「行幸御列次」にも見られるが、これをどう解するかは、『本朝世紀』「天慶元年七月十三日戊午」の条や『禁秘鈔』「賢所」の項に賢所用の辛櫃が二合存したことが記され、又、今江広道氏「白川家と内侍所御榻について」(『神道古典研究』会報十四号所収)の論より、賢所は二つ存在していることが確認されている。そのことより御羽車二基となったものと解される。

(26) 注(10)に同じ。

(27) 明治天皇が皇大神宮大宮院中重で玉歩を進まされている模様が、中村左洲画『明治天皇伊勢行幸絵巻』(神宮徴古館蔵、第二七三五号)下巻に描写されている。

(28) 阪本是丸『明治維新と国学者』(平成五年、大明堂)一一三―一四頁。

(29) 御巫清直『馬工記』第四卷(神宮文庫蔵、第一門一〇三九一号、七冊の内)。

(30) 同右。

御参拝次第の作成にあたり、清直は、その心境を家集『不能感鬼』文久三年の項で、

八月の比 神宮行幸の事おほせいたされたりければ

ふりにける跡たにみえぬみゆきにはおいぬる駒も道たとらまし

と歌に託している。

又、孝明天皇の神宮行幸の公布より停止に至った始末は、『明治天皇紀』文久三年八月十八日の条(『明治天皇紀』第一、三四四―三四五頁)に「七卿西下事件」として録されており、それと関連する「天誅組の乱」のことも、同書前日の条(『明治天皇紀』第一、三四三頁)に記載されている。因みに、この乱についても、清直は同書同項で、

おなし比大和の十津川のおくに浪士ともものこもりて

よのなかさわかくきこえければこからしのからしとよをやうらむらむ山のとかけにおち葉さやけり

と詠じている。

(31) 『文久三年勘文』(神宮文庫蔵、第一門二〇五七号)。

(32) 同右。

(33) 明治二年の御参拝次第は、この『文久三年勘文』をもととし、最終的には御参拝直前の明治二年二月下旬頃に確定したも

のと考えられる。それは『常庸卿公文所当用録』明治二年二月十六日の項に、

一 同書状

一筆致啓上候然者先般一称宜參浴之御申上置候

行幸御儀式之儀 内神宮より差上候振合を以書試候ニ付別紙台帳を以御伺申上候

此旨宜願御披露恐惶謹言

称 宜 中

外宮一称宜在判

二月十六日

沢池備前殿

赤尾美濃殿

(傍点筆者)

と記した上で、祭主政所を通じて朝廷（神祇官）に提出した両宮長官称宜の御参拝次第書案を次のように載せている。
外宮は、

『行幸儀式』

止由氣宮称宜等上

到_二鸞輿第一鳥居

次奉_三安 御羽車於_二九丈殿_一 或序舎

次奉_三拵 鸞輿於_二頓宮_一 文殿 辰儀 用之

入御

次到_二刻限_一 出_二御頓宮_一 称宜等為_二奉迎_一

鳳輦參_二向第二鳥居下_一 前陣供奉_{分行}

次到_二鳳輦板垣門_一 下御_{齋内親王御參之時如 此仍准擬而已敢非是}

次経_二外玉垣門_一 入_二御玉串門_一

先_レ是称宜等奉_二設_三浜床於_二

正宮階下_{但有階上御 拜者無此儀} 又称宜等予奉_レ開_二

正宮 祇候前庭東西分頭

次 經 蕃垣門 入 御瑞垣門 着御

浜床

次 御拜

次 還御到 板垣門 乘 御 鳳輦

祢宜等為奉送 鳳輦 後陣供奉但高宮風宮等有御拜歎

次 入御 頓宮

明治二年二月

とあり、内宮は、

〔行幸儀式〕

到 鸞輿第一鳥居

次 奉 安 御羽車於 庁舎

次 奉 倚 鸞輿於 頓宮 文殿用之 宸儀

入御

次 到 剋限 出 御頓宮 祢宜等 為奉迎

鳳輦參 向第二鳥居下 前陣供奉分

次 到 鳳輦板垣門 下御 齋内親王御參之時如此此仍准擬而已敢非是

次 經 外玉垣門 入 御玉串門

先 是祢宜等奉 設 浜床於

正宮階下 但有階上御拜者無此儀 又祢宜等予奉 開

正宮 祇候前庭東西分頭

次 經 蕃垣門 入 御瑞垣門 着御

浜床

皇太神宮祢宜等上

次 御拝

次 遷御到「板垣門」 乘「御鳳輦」

次 柙宜等為「奉」送「鳳輦」後陣供奉但荒祭宮風日折宮等有御拝敷

次 入御頓宮

明治元年十二月

とある。先の「先般一柙宜參洛之砌」とは、明治二年正月二十日年賀の為、外宮より久志本常庸、内宮より藺田守宣が宮中（小御所）に參内、明治天皇に謁を賜っており、この參洛の砌に、祭主や神祇官人（福羽美静等）と接触している〔常庸卿公文所当用録〕明治二年正月下巻參照〕が、恐らくこのことを指すのであろう。

(34) 注(28)の前掲書、一〇二頁。

(35) 矢野玄道『猷芹詹語』（日本思想大系51巻『国学運動の思想』所収、昭和四六年岩波書店、五四八・五五二・五五三・五五九・五八四・五八五頁）。

(36) 玄道の建言が維新後、神宮祭典において次々と実現していったと言えることが、左の「明治天皇四度の御參拜と明治の臨時祭表」で看取できよう。

明治天皇四度の御參拜と明治の臨時祭表

| 年 月 | 事 由 | 勅 使 |
|--------------|----------|-----------------|
| 明治 元年 正月 | 御元服由奉幣 | 從二位祭主神祇大副 藤波 教忠 |
| 同 年 六月 | 王政復古古御奉告 | 内 大 臣 廣幡 忠礼 |
| 同 年 八月 | 御即位由奉幣 | 從二位祭主神祇大副 藤波 教忠 |
| 同 年 十二月 | 奥羽平定奉告 | 正二位内 大 臣 廣幡 忠礼 |
| 明治 二年 三月 十二日 | 外・内宮 御參拜 | 正 二 位 三 条 西 季 知 |
| 明治 四年 一〇月 | 大嘗祭由奉幣 | 正 二 位 三 条 西 季 知 |

① 明治二年三月十二日 外・内宮 御參拜 (東幸再度の際)

② 明治五年 五月二十六日 外・内宮御参拝 (大阪並中国西国筋御巡幸の際)

| | | |
|----------|-----------|----------------|
| 明治一〇年 二月 | 勲章制定御奉納 | 式部 頭 從三位 坊城 俊政 |
| 明治一一年 二月 | 東海道御巡幸御代拝 | 宮内 卿 徳大寺実則 |

③ 明治一三年 七月 八日 外・内宮御参拝 (山梨県・三重県・京都府御巡幸の際)

| | | |
|----------|-------------|-------------------|
| 明治二年 二月 | 皇室典範及憲法制定奉告 | 掌典長從一位勲一等公爵 九条 道孝 |
| 明治七年 二月 | 御成婚滿廿五年奉告 | 勅使 參向 無し |
| 同 年 八月 | 日清宣戰奉告 | 掌典長從一位勲一等公爵 九条 道孝 |
| 明治九年 四月 | 日清平和克復奉告 | 掌典長從一位勲一等公爵 九条 道孝 |
| 同 年 四月 | 勲章御奉納 | 掌典長從一位勲一等公爵 九条 道孝 |
| 明治一三年 二月 | 皇太子妃册立奉告 | 掌典 典從四位 園池 実康 |
| 明治一七年 二月 | 日露宣戰奉告 | 掌典長 正二位 勲三等 岩倉 具綱 |

④ 明治一八年十一月 十六日 外宮 御参拝 (日露平和克復御奉告)
十七日 内宮

| | | |
|----------|------------|-----------------|
| 明治四〇年 二月 | 皇室典範条章増補奉告 | 掌典 正三位 子爵 前田 利邨 |
| 明治四三年 九月 | 韓国併合奉告 | 掌典 次長 公爵 九条 道実 |

(神宮司庁編纂『神宮要綱』四八三―四八四頁「明治以降臨時祭表」を参考にして作成した)

(37) (21)に同じ。

(38) 蘭田守宣著『行幸諸備志』明治二年己巳三月戊辰十二日丙申(神宮文庫蔵、第一門一二五三二一―三三二一)。

(39) 『勤齋公奉務要書殘篇』卷四所収(宮内庁書陵部蔵、函番明二二八、第百五八九五号)。

(40) 阪本広太郎『神宮祭祀概説』第八章御親謁と御参拝 第一節明治天皇の御参拝」の項(三九〇頁)に明治天皇四度の御参拝の例より導き出した意義が論じられている。是非共参考にして頂きたい。

(41) 明治神宮編『新抄 明治天皇御集昭憲皇太后御集』所収、昭和四十二年、角川書店、九六・一一七・一一八頁。